※様式は任意です。申請者が規定する様式・内容で添付していただいても差し支えありません。

※ユニット型である場合は、「入所」を「入居」としてください。

介護老人保健施設はにわ

介護老人保健施設モデル運営規程

（施設の目的）

第１条　（法人名）（以下「事業者」という。）が開設する介護老人保健施設はにわ（以下「施設」という。）において実施する介護保健施設サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある入所者に対し、指定介護保健施設サービスの円滑な提供を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護保健施設サービスの提供を確保することを目的とする。

（介護保健施設サービスの運営の方針）

第２条　施設の事業は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うものとする。

２　施設の事業は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえ、その者の療養を妥当適切に行うものとする。

３　施設の事業は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

４　施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

５　事業者は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

６　前各項のほか、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和３年高槻市条例第４２号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

ユニット型介護老人保健施設の場合はこちらを参考にしてください。

（ユニット型介護老人保健施設の運営の方針）

第２条　施設の事業は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

２　施設の事業は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

３　施設の事業は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

４　施設の事業は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

５　施設の事業は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。

６　施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

７　事業者は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

８　前各項のほか、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和３年高槻市条例第４２号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　介護保健施設サービスの提供に当たっては、施設の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（施設の名称等）

第４条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名称　介護老人保健施設はにわ

(2)　所在地　大阪府高槻市桃園町三丁目８番２０号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)　管理者

ア　員数　１名

イ　職務の内容　従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている介護保健施設サービスの実施に関し、施設の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2)　医師

　　ア　員数　○名以上

　　イ　職務の内容　入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。

 (3)　薬剤師

　　ア　員数　○名以上

　　イ　職務の内容　施薬、処方及び服薬指導を行う。

 (4)　看護職員

　　ア　員数　○名以上

　　イ　職務の内容　医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供を行う。

 (5)　介護職員

　　ア　員数　○名以上

　　イ　職務の内容　入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供を行う。

(6)　支援相談員

ア　員数　○名以上

　　イ　職務の内容　入所者に対する各種支援及び入所者、家族等からの相談の業務を行う。

 (7)　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

ア　員数　○名以上

　　イ　職務の内容　機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(8)　栄養士又は管理栄養士

ア　員数　○名以上

　　イ　職務の内容　入所者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導の業務に当たる。

 (9)　介護支援専門員

ア　員数　○名以上

イ　職務の内容　施設サービス計画の作成等を行う。

 (10)　調理員、事務員その他の従業者

ア　員数　○名以上

イ　職務の内容　調理、庶務又は会計事務を行う。

（介護保健施設サービスの入所定員）

第６条　施設の入所定員は、○○名とする。

＜ユニット型の場合は、下記の３行を追加＞

ユニット数は○ユニットで、その入居定員はそれぞれ次のとおりとする。

(1)　Ａユニット　○名

(2)　Ｂユニット　○名

（介護保健施設サービスの内容）

第７条　介護保健施設サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 施設サービス計画の作成

(2)　入浴、排せつ、食事等の介護

(3)　相談及び援助

(4)　機能訓練その他必要な医療

(5)　離床、着替え、静養等の日常生活上の世話

(6)　健康管理

(7) レクリエーション行事　　など

（施設サービス計画の作成）

第８条　介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得るものとする。

２　介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、施設サービス計画を入所者に交付するものとする。

３　介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

（利用料等）

第９条　介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている入所者負担の割合の支払いを受けるものとする。

２　前項の利用料の額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

 (1)　食事の提供に要する費用

朝食　○○○円　　昼食　○○○円　夕食　○○○円

 (2)　居住に要する費用　○○○円（１日当たり）

 (3)　特別な居室の提供に要する費用　○○○円（１日当たり）

 (4)　特別な食事の提供に要する費用　○○○円（１食当たり）

 (5)　理美容代　○○円（１回当たり）

(6)　前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの　実費

３　前項の規定にかかわらず、同項第１号及び第２号について、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

４　前３項の利用料等の支払を受けたときは、入所者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

５　介護保健施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

６　法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る利用料の支払いを受けたときは、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

（入退所に当たっての留意事項）

第１０条　入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

２　入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

３　施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議し、定期的に検討するものとする。

４　入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

入所者がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項を記載してください。

　（施設の利用に当たっての留意事項）

第１１条　入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1)　共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。

(2)　火気の取扱いに注意すること。

(3)　けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4)　その他管理上必要な指示に従うこと。

（衛生管理及び感染症の対策等）

第１２条　入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

２　施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(1)　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３か月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2)　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)　従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年２回以上）に実施すること。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　従業者は、介護保健施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、入所者の所在する市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条　非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年○回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１５条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　施設は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年２回以上）に実施するものとする。

３　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第１６条　施設は、介護保健施設サービスの提供に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　施設は、提供した介護保健施設サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１７条　施設は、入所者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　施設が得た入所者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入所者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１８条　施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2)　虐待の防止のための指針を整備すること。

(3)　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年２回以上）実施すること。

(4） 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

２　施設は、サービス提供中に、当該施設の従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

　（身体的拘束等）

第１９条　施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。

２　前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

３　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３か月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年２回以上）に実施すること。

（その他運営に関する重要事項）

第２０条　施設は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても必要な検証、整備を行なう。

(1)　採用時研修　採用後○か月以内

(2)　継続研修　年○回

２　従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

３　施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約、就業規則等において規定する。

４　施設は、介護保健施設サービスに関する諸記録を整備し、サービス提供の日から最低５年間は保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者との管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。

運営開始の際の最初の施行日を１行目に記載し、その後の運営規程の改訂履歴を記載することが望ましい。

（例）

　附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。　　←最初の施行日

この規程は、令和４年10月１日から施行する。　 ←改訂日